

柏尾小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

管理職、児童支援専任教諭、養護教諭、児童指導・人権福祉・特別支援教育部会の教諭によって構成する。また、必要に応じて教務主任、学年主任、学年職員、心理や福祉等（SC、SSW等）の参加を求める。

・委員会の運営

月1回以上定期的に開催する。

いじめの疑いがあった段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

全職員での情報共有、周知を図る。

児童指導に関する打ち合わせを適宜行い、全児童の対応の情報共有、周知を図る。

・委員会の活動内容

○未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進める。

○いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握を行う。さらにいじめであるか否かの判断を行う。

- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童への指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- 校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直しを行う。

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・児童の主体的な取組を支援する。
- ・協働的な授業づくりを行う。
- ・寛容的な集団づくり（学級活動、学年行事、ペア学年活動等）を行う。
- ・人権教育、道徳教育を推進する。
- ・YP アセスメントをもとに集団を把握し、学級経営に反映させる。
- ・携帯教室等、健全育成を目指した教育を計画的に実施する。
- ・全職員で見守り体制をつくる。（登校の迎え入れ、休み時間、掃除時間、給食時間、下校の見送り等）

② いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の日常的な見守り、児童との触れ合い。
- ・定期的なアンケートの実施
- ・保護者、地域、関係機関との連携
- ・長期休業明け、担任による全児童との面談実施

③ いじめに対する措置

- ・教職員はささいな兆候や懸念、児童、保護者からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応を行う。
- ・必要に応じて外部機関（こども家庭支援課、児童相談所、警察署等）と連携する。

④ いじめの解消

- 少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。
- いじめ行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 教職員等への研修

児童理解、人権、特別支援、よりテーマを決めて、年間1回以上行う。

⑥ 学校運営協議会

児童の学校生活に関する状況について報告を行い、課題があれば保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 年間計画

| 月 | 取組 | |
|-----|---|-------------------------|
| 4月 | いじめ防止対策基本方針の確認・研修 いじめ防止対策委員会の活動確認 児童指導研修 | 入学式、学校説明会、 学年開き、学級開き |
| 5月 | YP アセスメントの実施 いじめ早期発見のための記名式アンケート GW 明け面談 | 地域訪問による情報収集 |
| 6月 | 「横浜子ども会議」区交流会準備 | 学校運営協議会① |
| 7月 | 「横浜子ども会議」への参加 | 舞岡中学校区地区懇談会 保護者個人面談① |
| 8月 | 「戸塚区横浜子ども会議」への参加 児童理解研修または人権研修 | |
| 9月 | 長期休業明け面談 | |
| 10月 | 携帯電話マナー教室 | |
| 11月 | 学校評価・生活アンケート | 学校運営協議会② |
| 12月 | YP アセスメントの実施 人権週間 いじめ防止月間 いじめ早期発見のための無記名式アンケート | 保護者個人面談② |
| 1月 | 長期休業明け面談 | |
| 2月 | いじめ防止対策基本方針の見直し | 学校運営協議会③ |
| 3月 | 振り返り 新年度への引継ぎ確認 | |
| 年間 | いじめ防止対策委員会（月1回・随時） | |

4 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成26年3月20日策定

令和2年3月25日改訂

令和3年3月19日改訂

令和4年3月23日改訂

令和5年3月31日改訂

令和6年3月29日改訂